

五所川原市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項により実施した定期監査に関する監査結果について、同条第9項に基づき別添のとおり公表する。

令和5年3月16日

五所川原市代表監査委員 小田桐 宏之

五監委発第56号
令和5年3月15日

五所川原市議会議長 木村 清一 様
五所川原市長 佐々木 孝昌 様

五所川原市監査委員 小田桐 宏之
五所川原市監査委員 石沢 和夫

令和4年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定に基づき提出します。

監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び五所川原市監査基準第2条第1項第1号の規定による定期監査（財務監査）

第2 監査の対象

○民生部

市民課、国保年金課（市浦医科診療所、市浦歯科診療所を含む）、環境対策課、健康推進課（子育て世代包括支援センター、保健センター市浦、新型コロナワクチン接種対策室を含む）

○福祉部

福祉政策課、生活応援課、介護福祉課、地域包括支援課、子育て支援課

○高等看護学院

第3 監査の実施内容

本監査は、令和3年度から令和4年度（一部）の財務に関する事務の執行を主に監査を実施した。監査にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管する事務事業が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、五所川原市監査基準に則り公正な監査方法により実施した。

第4 監査の期間

令和4年11月10日から令和5年3月3日まで

第5 主な監査項目

歳入歳出に係る各種帳票、国県支出金関係書類、使用料及び手数料関係書類、契約事務関係書類、報償費関係書類、負担金補助及び交付金関係書類、公金の取扱状況

第6 監査の主な着眼点

- (1) 歳入・歳出に係る事務処理、書類の保管が適正に行われているか
- (2) 契約事務の執行が適正に行われているか
- (3) 負担金補助及び交付金の事務の執行が適正に行われているか
- (4) 公金の管理が適正に行われているか

第7 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務は概ね適正に行われていると認めた。

一部、財務に係る起案、伝票処理、契約事務、補助金関係事務処理等に軽易な誤り等が見られたため、口頭により改善検討を求めた。